



軽自動車の名義変更はお済みですか？

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(使用者)に対して課税されますので、4月2日以降に廃車の手続きをしても、その年度の税金は納めていただくことになります。

軽自動車やバイク等を譲渡、廃車したときは、各手続き場所で早めに手続きを済ませてください。

■手続き場所等は次のとおりです

車種	手続き場所	持参するもの
◆原付バイク 125 cc以下	役場町民税務課 税務係 ※住所変更、名義変更 及び廃車の場合は税務 係(本庁舎1階3番窓 口)までおいでくださ い。	◎所有者及び手続きをす る人の印鑑 (名義変更する場合は新しい所 有者の印鑑も必要です。)
◆小型特殊自動車 農耕用、 農耕用以外		◎標識交付証明書または 自賠責保険証 ※廃車の場合は上記のほか にナンバープレートを持参し てください。
◆オートバイ 125～ 250 cc以下	全国軽自動車協会 連合会福島事務所 Tel 024-546-2577	◎所有者及び手続きをす る人の印鑑 (名義変更する場合は新しい所 有者の印鑑も必要です。)
◆オートバイ 250 ccを 超える	東北運輸局福島運 輸支局 Tel 050-5540-2015	◎自動車検査証または届 出済証 ◎住民票等
◆軽自動車 四輪貨物 四輪乗用	軽自動車検査協会 福島事務所 Tel 050-3816-1837	※廃車の場合は上記のほか にナンバープレートを持参し てください。

(注) 車種や手続き場所により取り扱いや持参するものが違う場合がありますので、あらかじめ電話等で確認のうえ、手続きを行ってください。

普通自動車の手続きも忘れずに！

自動車税(種別割)は、毎年4月1日午前零時現在で、車検証に記載されている「所有者」又は「使用者」に課税されます。「所有していない自動車の納税通知書が届いた」、「納税通知書が届かない」などのトラブルを避けるため、自動車を譲渡、廃車又は転居したときは、3月31日までに最寄りの運輸支局等で手続きを済ませましょう。

●普通自動車の登録(移転・変更・まっ消)についての問い合わせ先は、次のとおりです。

・登録手続き

東北運輸局福島運輸支局

(福島市 吉倉字吉田 54 Tel 050-5540-2015)

・自動車税納税通知書の送付先変更など

福島県東北地方振興局県税部 課税第2課

(福島市杉妻町 2-16 福島県庁北庁舎 4階 Tel 024-521-2702)

マイナンバーカードの申請とマイナポイント

問 町民税務課 町民係 (内線 1305)

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、今後様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

申請から受取までに約1か月かかりますので、余裕をもって申請してください。申請方法には、①パソコンによる申請②スマートフォンでの申請③郵便による申請方法があります。役場で写真撮影し、申請することもできますので、希望される場合は、必ず電話にて、予約するようお願いいたします。ホームページ(www.kojinbangocard.go.jp)にて、申請方法を確認することができますので、作成予定の方は、ご確認ください。

また、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約した方を対象に、キャッシュレス決済サービスでお金をチャージ、または買い物をする、その金額の25%のポイントがもらえます(上限5,000円)。予約者数が予算の上限に達した場合、予約を締め切る可能性があります。

パソコンまたはスマートフォンからマイナポイントの専用サイトにアクセスして予約をすることができます(詳しくは広報かわまた2020年7月号をご確認ください)。パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、または、スマートフォンが対応機種でない場合は、役場窓口(町民係2番窓口)でも、マイナポイントの予約・申込み手続きが可能です(一部決裁サービスの申込みができない場合があります)。役場で申し込みを行う際は、必ず電話にて、事前に予約するようお願いいたします。

■令和3年9月まで、マイナポイントの取得が延長されました。令和3年3月までに、申込みされた方に限りますので、お早めに申し込んでください。

■無料のフリーダイヤルで、マイナポイント予約・申込みの操作に関する住民向け問合せができますので、ご利用ください。

(TEL 0120-95-0178) ※音声ガイダンスに従って5番を選択してください。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係 (内線 1505)

■日時 3月18日(木) 午後1時～3時

■場所 川俣町役場1階 相談室1

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。

■申込 申し込み不要。事前に予約する事も可。



行政

タンクからの油流出事故に注意！

問町民税務課 生活環境係（内線 1307）

タンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流出する事故が増えています。その多くは、管理不備やうっかりミスが原因です。以下のことを心がけましょう。

- ホームタンクなどから灯油を小分けにするときは絶対にその場を離れない。
- 除雪による配管の破損を防ぐために目印を立てておく。
- 屋根からの落雪による配管破損・脱落やホームタンクの転倒に注意する。
- 配管やホームタンクを定期的に点検しておく。
- 油が流れていることに気付いたら、直ちに布などで回収し、河川へ流出させない。

※河川等に流出させてしまった場合、または油が流れているのを発見した場合は、速やかに生活環境係、または消防署に通報してください。

野焼き・小型焼却炉での焼却の禁止

問町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの野焼きは法律で禁止されています（一部の例外を除く）。また小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。違法な野焼きをした場合、罰金や懲役に処せられる場合があります。

野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却はダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。これに加え、放射性物質に汚染された可能性のある廃棄物の場合は、放射性物質の飛散や高濃度の焼却灰発生のおそれがあります。

■野焼き禁止の例外（主なもの）

・農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却※廃ビニール等の焼却は含まれません。

・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

※例外とされているこれらも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」などの苦情の原因となります。

やむを得ず焼却をする場合は、

- ・風向きや、時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめるなどの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。

家庭ごみ収集カレンダーをご活用ください

問町民税務課 生活環境係（内線 1307）

今回の広報誌とともに、令和3年度版ごみの分け方・出し方及び家庭ごみ収集カレンダーをお配りしています。「ごみの分け方・出し方」はごみ分別についての詳細が分かるよう作成したものです。是非ご活用いただき、分別・減量化にご協力ください。

また、ごみは種類ごとに出す日が決まっています。家庭ごみ収集カレンダーをご活用いただき、決められた収集日にごみを出しましょう

地域まるごと省エネ計画に係るパブリックコメント

問町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町では、年々深刻化する地球温暖化への対策として、「川俣町地域まるごと省エネ計画」を策定中です。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を町全体で推進するための総合的な計画として策定するものです。

つきましては、計画の原案について、皆さまからのご意見を募集します。

■募集期間 令和3年3月1日(月)～3月15日(月)

■計画原案の閲覧方法

役場本庁舎1階町民税務課生活環境係及び町ホームページで閲覧できます。

■応募資格

川俣町内に住んでいる方、川俣町から避難されている方、川俣町内に通勤・通学している方、川俣町内に事務所・事業所を有している個人及び法人

■意見の提出方法

任意の様式にご意見を記載の上、下記のいずれかの方法で提出してください。

・電子メール：chozei@town.kawamata.lg.jp

・ファックス：024-566-2438

・郵送：〒960-1492 川俣町字五百田 30

川俣町役場町民税務課生活環境係宛

・町民税務課生活環境係に直接持参

※住所又は所在地・氏名又は名称・連絡先（電話番号等）を必ず明記してください。

※口頭・電話でのご意見はお受けしかねますので、ご了承願います。

■提出意見の取扱い

提出いただいたご意見とそのご意見に対する町の考え方は、内容をとりまとめ、町ホームページ等により公表します（住所・氏名等の個人情報は公表しません）。

なお、提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。